価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成23年４月及び平成26年２月に、同法等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり当該措置を講ずることとしている。

また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているブッポウソウ及びツマグロキチョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、オオイタサンショウウオ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているオオアカウキクサ及びアキノハハコグサ、準絶滅危惧として掲載されているエビネ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから生息又は生育環境は保全されるとされた種以外のものについては、保全措置により、影響が回避・低減されると予測されている。

主な保全措置としては、サシバについては、生息環境が一部改変されることから、繁殖時期に配慮して工事を行うとともに、モニタリング調査を継続し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて適切な保全措置を講ずることとしている。エビネについては、一部の生育地が消失することなどから、専門家の指導助言を受け、移植を実施している。加えて、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

なお、オオイタサンショウウオについては、周辺に同様の生息環境が広く残されることから影響が小さいとされた種であるものの、計画路線の一部が生息地を通過することから、地形改変区域に生息する個体等について、専門家の指導助言を受け、移設を実施している。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が14箇所存在するが、このうち12箇所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、残る２箇所についても大分県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的とし、道路構造令による第１種第３級の規格に基づき、２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、各インターチェンジ間において、中間案（以下「申請案」という。）、北側案及び南側案の３案による検討が行われている。大野インターチェンジから朝地インターチェンジまでの区間においては、申請案と他の２案とを比較すると、申請案は取得必要面積が中位であるものの、宅地の潰地面積及び移転対象物件が最も少ないこと、土工バランスに優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。朝地インターチェンジから竹田インターチェンジ（仮称）までの区間においては、申請案と他の２案とを比較すると、申請案は取得必要面積が中位であるものの、宅地の潰地面積及び移転対象物件が最も少ないこと、橋梁延長が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、これまで自然災害による通行止めが行われているなど、現道の機能を補完・代替する措置を講ずる必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、竹田市長を会長とする中九州・地域高規格道路促進期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　大分県豊後大野市役所及び竹田市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

大分県豊後大野市朝地町下野字小手川、上尾塚字広瀬、字萱久保、字日向、字平田、字丸山、字野中、字庫田、字赤嶽、字芥、字鏡田、字萱原、字小西及び字坪池並びに坪泉字尾久保地内

大分県竹田市大字挾田字日久、字桜ノ木、字三本松及び字柴栗並びに大字三宅字東ノ平及び字不納戸地内

○国土交通省告示第四百二十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第１項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十七年三月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道45号改築工事（八戸・久慈自動車道・青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠地内から岩手県久慈市夏井町鳥谷第７地割地内まで）並びにこれに伴う県道、町道及び普通河川付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠、字外窪、字野附窪、字道仏、字堤、字大草里窪、字下天摩、字上桑木窪、字八森鹿倉、字下桑木、字下平窪及び字柄貝地内

岩手県九戸郡洋野町種市第42地割字田ノ端、種市第44地割字伝吉、種市第43地割字笹花、種市第45地割字北ノ沢、種市第37地割字西平内、種市第34地割字東平内、種市第31地割字堤沢、種市第28地割字南川尻、種市第25